

事務連絡
令和7年9月1日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉・児童福祉主管課 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室
こども家庭庁支援局障害児支援課

補装具費支給に係るQ&Aの送付について

平素より、障害福祉行政にご尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

補装具費支給制度に関して照会が寄せられた内容について、別添のとおり補装具費支給事務に関するQ&Aを整理しましたので、御了知の上、適切に取り扱われるようお願いいたします。

都道府県におかれましては、貴管内市（区）町村、身体障害者更生相談所に周知いただきますようお願いいたします。

なお、本事務連絡は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

【お問い合わせ先】

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部
企画課 自立支援振興室 障害者支援機器係
連絡先：hosougu@mhlw.go.jp

(別添)

(車載用姿勢保持装置)

Q1 令和7年度の補装具告示改正においては、それまで車載用として身体障害児及び18歳未満の難病患者等（以下「身体障害児」という。）を対象に支給されていた「座位保持椅子」について、

- ・ 種目名を「車載用姿勢保持装置」に改めるとともに、
- ・ 支給対象を身体障害児に限定せず、身体障害者及び18歳以上の難病患者等（以下「身体障害者」という。）まで拡大したところ。

一方で、従前から、身体障害児に係る補装具費支給決定に当たっては、身体障害者更生相談所（以下「更生相談所」という。）の判定を要しないとされているが、身体障害者も支給対象である「車載用姿勢保持装置」の支給決定において、更生相談所における判定の要否はどうなるのか。

A 補装具費支給制度における更生相談所の判定を要しない場合について、平成11年2月の福祉用具給付制度等検討会報告書においては、「基本的に既製品かその改良品で、処方、適合等に特に専門的な知識や技術を必要としないもの」と整理されている。

「車載用姿勢保持装置」は、この整理に該当するものであり、支給決定に当たって更生相談所の判定は要しない。

ただし、支給決定に当たって、補装具の構造や機能等に関することで技術的な助言を必要とする場合には、更生相談所に助言を求めること。

なお、令和6年度末までに、車載用の「姿勢保持装置」や「座位保持装置」を支給されていた身体障害者において、令和7年度以降改めて、同じ目的の補装具の購入を希望する申請があった場合は、「姿勢保持装置」ではなく「車載用姿勢保持装置」としての支給となるため、留意されたい。

(一部特例)

Q2 令和7年度から、補装具告示の別表に定める製作要素や完成用部品によることができない構成要素が1つのみの場合は、特例補装具の定めにかかわらず、「一部特例」として、基準内の補装具として支給決定できることが補装具費支給事務取扱指針に盛り込まれたが、この判断基準における「構成要素」とは何を指すのか。

A 「一部特例」の判断基準における構成要素とは、補装具を形成する要素や部品であり、修理や交換の際に単体で取り扱うことができるものを指す。

ただし、複数の構成要素を組み合わせた完成用部品を1つの構成要素として数えることはできない。

(※)「一部特例」の判断基準における構成要素に該当する例

- ・ 姿勢保持装置：頭部支え、殿部パッド、胸ベルト 等
- ・ 車椅子：フット・レッグサポート、ヘッドサポート 等

(※)「一部特例」の判断基準における構成要素に該当しない例

- ・ 姿勢保持装置：構造フレーム 等

なお、補装具告示の別表に定める製作要素の中には、例えば、姿勢保持装置の付属品として「肩ベルト（片側）」と記載されている構成要素もあるが、構成要素としては「肩ベルト」であり、両側に「肩ベルト」を使用する場合においても、「一部特例」の判断基準における構成要素は1つである。

(特例補装具・一部特例)

Q3 令和7年度における完成用部品の指定においては、それまでの補装具評価検討会における議論を踏まえ明確化した完成用部品の定義や、指定に当たっての留意事項に沿った審査が行われた。

その結果、過去に完成用部品として指定されていたが、現在は指定されていない部品が多く存在することとなったが、そのような部品を使用した補装具を特例補装具として取り扱うことは可能か。

A 過去に完成用部品として指定されていたことのみを理由として、当該部品（過去に完成用部品として指定されていたが、現在は指定されていない部品）を使用した補装具を特例補装具として取り扱うことはできない。

一方で、使用者本人の障害の現症や生活環境等を勘案した上で、補装具告示の別表に定める製作要素や、現在指定されている完成用部品では代用できない等、当該部品の使用が真に必要な場合は、当該部品を使用した補装具を特例補装具として取り扱うことは可能である。

また、補装具告示の別表に定める製作要素や完成用部品によることができない構成要素が1つのみの場合には、特例補装具の定めにかかわらず、「一部特例」として、基準内の補装具として支給決定することも可能である。

※ 構成要素及び構成要素の数え方については、Q2参照。

なお、補装具告示の別表に定める製作要素や、現在指定されている完成用部品で代用できるが、使用者本人がデザインや素材等を考慮して当該部品の使用を希望する場合は、使用者の身体機能の補完及び適合に影響を与えないと認められる場合に限り、当該部品を使用した補装具に係る基準額との差額を自己負担することで、特例補装具ではなく通常の補装具として補装具費の支給対象とすることは差し支えない。